



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和3年8月30日

報道発表資料

## 犯罪被害者等支援施策（案）について意見募集をします

犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるという目に見える被害（一次被害）に加え、その後に発生する様々な二次被害や再被害にも苦しめられるため、きめ細かな支援が必要です。

犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、本市の姿勢を明確にするため、（仮称）川崎市犯罪被害者等支援条例の制定準備を進めています。この度、「新たな犯罪被害者等支援施策（案）」を取りまとめましたので、市民その他関係者の皆様の御意見を募集します。

### 1 意見の募集期間

令和3年9月1日（水）から令和3年9月30日（木）まで

※郵送の場合、当日消印は有効

※持参の場合、令和3年9月30日（木）午後5時15分まで

### 2 意見の提出方法

本市ホームページのメールフォーム・郵送・持参・FAXのいずれかにて提出

※意見の書式は自由。ただし、「住所」・「氏名」（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び「連絡先」を明記

※電話や口頭による意見の提出は不可

#### 【提出先】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

FAX 044-200-3869

### 3 犯罪被害者等支援施策（案）の閲覧方法

#### (1) 閲覧できる場所

各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）並びに地域安全推進課事務室（川崎フロンティアビル9階）

#### (2) 本市ホームページ

[「https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr.html」](https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr.html)

### 4 その他の留意事項等

(1) 御意見に対する個別回答はいたしません。本市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、本市ホームページ等で公表します。

(2) 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。

(3) 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

問合せ先

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 上野

電話：044-200-2354